

## 資産運用に関する方針

公益社団法人全国子ども会連合会（以下、「この法人」という。）は、資産の運用に関する基本方針を関係法令に基づき次のとおり定める。

### 1、基本原則

共済会計の資産及びこの法人の資産の運営に当たっては PTA・青少年教育団体共済法その他関係法令を遵守するとともに、財務の健全性を保ち、共済金を将来にわたり確実に支払うことができるよう安全な資産運用を行う。

### 2、理事会の役割

- (1) 理事は善良なる管理者の注意義務を払うとともに、定款及び法令に従い、資金運用に係るリスクの所在・種類を理解し、忠実に義務を遂行しなければならない。
- (2) 理事会は、資金運用規程を定め、また資金運用に係るリスクの所在・種類を理解し、翌事業年度における予算編成を審議する理事会において、具体的な資金運用に関する計画（以下、「資金運用計画」という。）を定める。
- (3) 理事会は資金運用を管理・監督するためにモニタリングを含む運用の経過及び結果について、毎年度会長から報告を受けるものとする。

### 3、会長の職務

- (1) 会長は理事会の承認を経て、理事の中から資金運用執行責任者を任命することができる。
- (2) 会長は資金運用執行責任者を監督し、随時報告を求め必要に応じて適切な指示をしなければならない。

### 4、監事の職務

監事は資金運用執行責任者の業務状況について、定期的に又は理事会の要請に応じて監事が必要と判断したときは調査を実施し、その結果について速やかに報告するものとする。

### 5、資金運用執行責任者の職務

- (1) 資金運用執行責任者は、理事会及び会長の指示により当該事業年度の資金運用計画に基づいて、資金運用規程に定められた範囲内で適切な運用に努めなければならない。
- (2) 資金運用のリスク及び運用状況、結果について常に把握し、その結果について、会長に報告しなければならない。
- (3) 資金運用執行責任者は、資金運用の執行補助者として資金運用担当者を任命することができる。
- (4) 資金運用担当者は資金運用規程及び資金運用計画に基づき資金運用を実行するものとし、事前に資金運用責任者に意見を求めその結果について、随時報告しなければならない。

い。

#### 6、基本財産の運用

基本財産の目的に応じて資産価値の維持を図るために、最善と考えられる方法により運用するように努める。

#### 7、特定資産、その他の資産

資産の積み立て目的、運用可能期間等その資産の特性を勘案し、適正な運営に努めるものとする。

#### 8、共済会計の他の会計への資金運用の禁止

共済会計から共済事業以外の事業に係る会計へ資金を運用し、又は共済会計に属する資産を担保に供して共済事業以外の事業にかかる会計に属する資金を調達してはならない。

他の会計へ運用する場合は、文部科学省の承認を得るものとする。

また、他の会計へ運用する場合は、資金償還計画を作成し、文部科学省に提出することとする。

#### 9、共済会計に属する資産の運用

共済会計に属する資産の運用については、PTA・青少年教育団体共済法第12条に定める方法で運用するものとする。

#### 附則

この方針の改廃は、理事会の決議を経て行う。

この方針は平成24年4月25日から適用する。

この規程は、公益法人への移行に伴い平成25年5月14日改正し、平成25年4月1日より施行する。改正内容は、社団法人を公益社団法人に改正する。